

~90分で丸分かり~

稲垣塾

# コロナに負けない安定資産は？ 税理士が教える 区分マンション投資の真実

無料食事会付！  
(セミナー後18時より)

第1回

2020年11月14日(土)時間16:00~

※受付15:40~

第2回

2020年11月28日(土)時間16:00~

※受付15:40~



【プロフィール】

氏名/稲垣浩之 職業/税理士・コンサルタント  
千葉県出身 1964年生まれ55歳 平成14年5月「稲垣浩之税理士事務所」を開業  
不動産投資に係る税務申告など現在まで累計2,500人以上の不動産投資相談に従事  
<著書>

- ・不動産投資専門税理士が明かす 金持ち大家さんの共通点(双葉社)
- ・不動産投資専門税理士が明かす 金持ち大家さんが買う物件買わない物件(双葉社)
- ・不動産投資専門税理士が教える 不動産投資の「収益計算」本格入門(ソシム株)

先着10名様  
書籍プレゼント!



不動産投資を始めると、必ずしなければならないのが「確定申告」です。サラリーマンの方でも、給与以外に「家賃」という収入が発生するため、その所得に応じた確定申告が必要となります。

このセミナーでは、税理士の稲垣塾長が皆さんの疑問にお答えし  
不動産投資に適した確定申告の方法をお教え致します！

- 確定申告で天引きされていた税金が戻ってくる！？
- 給与所得者がマンション経営すると得する理由！？

【確定申告は主にこのような方が行います！】

- 給与所得の年収が2,000万円以上となる場合
- 給与所得以外の所得が20万円を超える場合
- 2カ所から雇われて給与を受け取った場合

会場：アリスアクアガーデン田町店  
JR田町駅西口直結 田町センタービルピアタ3F  
費用：セミナー及び懇親会 無料  
※お申し込みは以下メール若しくは営業担当まで  
**先着順**になりますのでお早めにお申し込みください！  
メール：info@premiumlife.co.jp

セミナー終了後、懇親会の開催を予定しております。  
お食事をご用意しておりますので是非ご参加ください♪  
セミナーお申込み時にご参加の可否をお教えてください。

センチュリー21プレミアムライフ  
東京都港区芝4-11-1 TB田町ビル4階  
担当：大槻・岩本 / 問い合わせ先：03-6436-3111

「確定申告する必要があるの？」  
「なぜ税金が還付されるの？」  
「白色と青色ってなに？」  
「どうやるの？手続き大変？」  
「いつもの確定申告とどう違うの？」  
「いつもと確定申告とどう違うの？」  
「今後毎年しなくちゃいけないの？」  
「用紙への記入方法」  
「確定申告での必要書類」  
「損益通算ってなに？」

これで安心♪

